

と畜場法第14条

(獣畜のとさつ又は解体の検査)

と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県(保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。)の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。

二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第一項第四号又はこれに係る同条第二項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行つた場所外」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。

前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣の行う検査の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、審査請求をすることができない。

と畜場法施行令第8条

(検査の方法)

法第十四条の規定による検査は、望診、検温、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他の必要な方法により行うものとする。

第2項（略）

家畜伝染病予防法第2条

この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
一 牛疫	牛、めん羊、山羊、豚
二 牛肺疫	牛
三 口蹄（てい）疫	牛、めん羊、山羊、豚
四 流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
五 狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
六 水疱（ほう）性口内炎	牛、馬、豚
七 リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊
八 炭疽（そ）	牛、馬、めん羊、山羊、豚
九 出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
十 ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚
十一 結核	牛、山羊
十二 ヨーネ病	牛、めん羊、山羊
十三 ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	牛、馬
十四 アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	牛
十五 伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
十六 鼻疽（そ）	馬
十七 馬伝染性貧血	馬
十八 アフリカ馬疫	馬
十九 小反芻（すう）獣疫	めん羊、山羊

二十 豚熱	豚
二十一 アフリカ豚熱	豚
二十二 豚水疱（ほう）病	豚
二十三 家きんコレラ	鶏、あひる、うずら
二十四 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十五 低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十六 ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	鶏、あひる、うずら
二十七 家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	鶏、あひる、うずら
二十八 腐蛆（そ）病	蜜蜂

第2、3項（略）

家畜伝染病予防法第4条

（伝染性疾病についての届出義務）

家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。）にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第2～4項（略）

家畜伝染病予防法施行規則第2条

法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
ブルータング	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
アカバネ病	牛、水牛、めん羊、山羊
悪性カタル熱	牛、水牛、鹿、めん羊
チュウザン病	牛、水牛、山羊
ランピースキン病	牛、水牛

牛ウイルス性下痢	牛、水牛
牛伝染性鼻気管炎	牛、水牛
牛伝染性リンパ腫	牛、水牛
アイノウイルス感染症	牛、水牛
イバラキ病	牛、水牛
牛丘疹（しん）性口内炎	牛、水牛
牛流行熱	牛、水牛
類鼻疽（そ）	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、鹿、馬
気腫疽（そ）	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし
レプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコーラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリポティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナーリス及びレプトスピラ・オーストラーリスによるものに限る。）	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、犬
サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。）	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥
牛カンピロバクター症	牛、水牛
トリパノソーマ症	牛、水牛、馬
トリコモナス症	牛、水牛
ネオスポラ症	牛、水牛
牛バエ幼虫症	牛、水牛
ニパウイルス感染症	馬、豚、いのしし
馬インフルエンザ	馬
馬ウイルス性動脈炎	馬

馬鼻肺炎	馬
ヘンドラウイルス感染症	馬
馬痘	馬
野兎（と）病	馬、めん羊、豚、いのしし、うさぎ
馬伝染性子宮炎	馬
馬パラチフス	馬
仮性皮炎（そ）	馬
伝染性膿疱（のうほう）性皮膚炎	鹿、めん羊、山羊
ナイロビ羊病	めん羊、山羊
羊痘	めん羊
マエディ・ビスナ	めん羊
伝染性無乳症	めん羊、山羊
流行性羊流産	めん羊
トキソプラズマ症	めん羊、山羊、豚、いのしし
疥癬（かいせん）	めん羊
山羊痘	山羊
山羊関節炎・脳炎	山羊
山羊伝染性胸膜肺炎	山羊
オーエスキー病	豚、いのしし
伝染性胃腸炎	豚、いのしし
豚テシオウイルス性脳脊髄炎	豚、いのしし
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚、いのしし
豚水疱疹（ほうしん）	豚、いのしし
豚流行性下痢	豚、いのしし
萎縮性鼻炎	豚、いのしし

豚丹毒	豚、いのしし
豚赤痢	豚、いのしし
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、七面鳥
低病原性ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鶏痘	鶏、うずら
マレック病	鶏、うずら
鶏伝染性気管支炎	鶏
鶏伝染性喉頭気管炎	鶏
伝染性ファブリキウス嚢（のう）病	鶏
鶏白血病	鶏
鳥結核	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鳥マイコプラズマ症	鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン症	鶏
あひるウイルス性肝炎	あひる
あひるウイルス性腸炎	あひる
兎（うさぎ）出血病	うさぎ
兎（うさぎ）粘液腫	うさぎ
バロア症	蜜蜂
チョーク病	蜜蜂
アカリンダニ症	蜜蜂
ノゼマ症	蜜蜂

と畜場法施行規則第14条

（検査すべき疾病又は異常の範囲）

法第十四条第六項第二号又は第三号に規定する疾病又は異常は、別表第三のとおりとする。

別表第三（第十四条、第十六条関係）

Q熱、悪性水腫（しゅ）、白血病、リステリア症、痘病、膿のう毒症、敗血症、尿毒症、

黄疸（だん）、水腫（しゅ）、腫瘍（しゅよう）、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎（い）縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染